【監査委員による審査意見】

「和歌山県監査委員監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和4年9月5日

和歌山県監査委員 森田 康友 和歌山県監査委員 河野 ゆう 和歌山県監査委員 谷 洋一 和歌山県監査委員 多田 純一

1 審査の対象

「令和3年度和歌山県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和3年度和歌山県内部統制評価報告書の審査は、和歌山県知事が作成した内部統制評価報告書について、和歌山県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和3年度和歌山県内部統制評価報告書について、和歌山県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「和歌山県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和3年度和歌山県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

運用上の重大な不備については、以下4件の事例があった。

- ① 就労準備支援事業及び生活保護法関係業務において、申請事務の放置や公文書の偽造等の不適正な事務処理をした事例
- ② 令和3年11月、業務中に一時保護児童に対するわいせつ行為を行ったとして、職員が児童福祉法違反の疑いで逮捕された事例
- ③ 河川占用等許可関係業務において、許可関係事務の放置等の不適正な事務処理を した事例
- ④ 令和2年度に公文書を紛失した所属において、監査委員の指摘を受け、改善策を 講じていたにもかかわらず、令和3年度も公文書を紛失した事例